

令和 6 年度当初予算
地方消費税交付金（引上げ分）を充てる社会保障施策について

消費税の税率引上げ分に係る交付金は、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本市においては、以下の子ども・子育て等に関する事業に地方消費税交付金の引上げ分を活用することとします。

○令和 6 年度当初予算における地方消費税交付金（引上げ分）充当事業

（単位：千円）

事業名	予算額		
		一般財源	地方消費税 交付金 (引上げ分)
子ども医療費助成事業	513,258	236,715	162,000
幼児教育・保育無償化等事業	6,018,992	1,449,717	995,000
地域子ども・子育て支援事業	677,985	228,035	157,000
計	7,210,235	1,914,467	1,314,000

地方税法

（地方消費税の使途）

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。